

みやぎの環境影響評価

～人と自然が共に生きられる地域社会を目指して～



イヌワシ（幼鳥）宮城県絶滅危惧 I 類



クマタカ（成鳥） 宮城県絶滅危惧 I 類



サクラソウ 宮城県絶滅危惧 I 類



サギソウ 宮城県絶滅危惧 I 類

宮 城 県

みやぎの環境影響評価

～目 次～

1. 環境影響評価とは？ ······	P1
2. みやぎの環境影響評価制度に関するこれまでの経緯·····	P2
3. みやぎの環境影響評価対象事業一覧·····	P3
4. みやぎの環境影響評価手続きの流れ·····	P4
5. 方法書, 準備書, 評価書, 事後調査とは？ ······	P6
6. みやぎの環境影響評価の評価(調査・予測)項目·····	P7
7. みやぎの環境影響評価における県民・行政の関わり·····	P8
8. Q & A ······	P9
9. 参考 例規集 ······	P11

～コラムに係る目次～

コラム 1 環境アセスメント(環境影響評価)の歴史 ······	P1
コラム 2 条例と環境影響評価法との関係 ······	P2
コラム 3 太陽電池発電所設置事業の環境影響評価 ······	P7

1. 環境影響評価とは？

環境影響評価とは、規模が大きく環境に与える影響が著しい事業について、事業者が事前に環境影響を評価する制度です。

手順として、先ず事業者は、環境の構成要素(大気、水質、動植物等)に係る項目毎について調査、予測、評価を行います。

事業者は、それらの結果を各々の段階で公表し、県民や市町村長等の意見を聴きます。そして、それらの意見に配意した環境保全措置を検討し、事業計画へ反映させていきます。

環境影響評価条例は、これらの手続きを定めたもので、事業者が地域住民等の意見に寄り添い、最終的に地域環境に配慮することで、県民の健康で文化的な生活を確保するねらいがあります。



コラム1 環境アセスメント(環境影響評価)の歴史

環境アセスメントは1969年にアメリカにおいて世界で初めて制度化され、世界各国でその導入が進んできました。

日本では1972年に公共事業で環境アセスメントが導入されたことをきっかけとして、法案提出・廃案、制度の見直し等様々な経緯を経て、1997年6月に環境影響評価法(以下、法)が成立しました。

【アセス先進国！アメリカの環境アセスメント制度】

アメリカでは、1962年レイチエル・カーソンの「沈黙の春」が出版され、この頃から環境問題に対する公衆の関心が高まり始め、60年代後半には環境保護運動が社会において顕在化しました。

このような中で、1969年、環境保全と環境改善のための国の目標等を定めた国家環境政策法(NEPA: National Environmental Policy Act)が施行され、法制度として世界で初めて環境影響評価制度が導入されました。

環境保全の制度の特色としては、事業計画の代替検討の可能な“早期の段階”からの(計画)アセスメントの実施を導入している点です。これは国際的にも影響を与え、今では日本を含め世界各国で計画段階の環境アセスメントが導入されています。

参考までに、アメリカではEA(Environmental Assessment)(簡易アセス)とEIA(Environmental Impact Assessment)(本アセス)がありますが、近年では減少傾向にあるものの、それでも年間EIAが400件、EAは3～5万件の実績があります。

出典：世界の環境アセスメント(監修 環境庁環境アセスメント研究会 平成8年9月20日発行)

2. みやぎの環境影響評価制度に関するこれまでの経緯

宮城県においては、1976年に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」を制定し環境影響評価を制度化しました。

その後、「環境影響評価要綱」を経て、1998年に「環境影響評価条例」を制定しています。

法の改正や、新たな技術開発・事業の創出等、環境影響評価を取巻く情勢の変化に対応するため、下記のとおり条例の一部を改正して、現在に至ります。

年	主体	事項
昭和44（1969）	米	アメリカ「国家環境政策法(NEPA)」制定
昭和47（1972）	国	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解
昭和51（1976）	県	「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」制定
昭和56（1981）	国	旧「環境影響評価法案」国会提出（昭和58年廃案）
昭和59（1984）	国	「環境影響評価の実施について」閣議決定
平成 5（1993）	国	「環境基本法」制定
	県	「宮城県環境影響評価要綱」制定
平成 9（1997）	国	「環境影響評価法」制定
平成10（1998）	県	「環境影響評価条例」制定（以下、条例）
平成11（1999）	県	「環境影響評価条例施行規則」制定（以下、条例規則）
	県	「環境影響評価技術指針」制定（以下、技術指針）
平成20（2008）	県	「条例規則」改正（対象規模引上げ）
平成24（2012）	県	「条例」改正（電子縦覧、方法書説明会の義務付け等による手続強化）
	県	「条例規則」改正（風力発電所設置事業条例対象化）
	県	「技術指針」改正（計画段階配慮事項の追加等）
平成29（2017）	県	「条例規則」改正（火力発電所設置事業条例対象化）
	県	「技術指針」改正（火力発電所に対応する事項の追加）
令和 2（2020）	県	「条例」改正（対象事業に発電事業を追加）
	県	「条例規則」改正（太陽電池発電所設置事業条例対象化）
	県	「技術指針」改正（太陽電池発電所に対応する事項の追加等）

※県の取組を中心として記載しているとともに、条例改正は主要な事項を抽出して記載しています。

コラム2 条例と環境影響評価法との関係

事業規模が大きく「環境影響評価法」の第一種事業に該当する場合、及び法第二種事業に該当し、法に基づく手続きが必要と判定された場合は、同法に基づき環境影響評価の手続きが行われます。

一方で、法の第二種事業に該当し、法に基づく手続きが不要と判定された場合で、かつ条例の第一種、第二種事業に該当する場合や、法では対象事業となっていないものの、条例で対象となる事業については、条例に基づく環境影響評価が行われます。

- ・法第1種事業：配慮書手続きが義務付けられている。
- ・法第2種事業：環境影響評価が必要かどうか個別に判断する事業。配慮書手続きが義務付けられていない。
- ・配慮書：事業の検討（早期）段階で、環境保全のために適正な配慮について検討を行い、その結果をまとめたもの。位置、配置、構造など複数案の検討を行う。
- ・条例第1種事業：住民意見聴取が義務付けられている。
- ・条例第2種事業：住民意見聴取が義務付けられていない。



3. みやぎの環境影響評価の対象事業一覧

事業の種類		第1種事業	第2種事業
1 道路		4車線7.5km 以上	(1種事業以外の事業) ・住居専用地域内で4車線2km以上 ・国立公園等の特別保護地区内等で 2車線1km 以上 ・国立公園等の特別地域内等で 2車線5km 以上的新設 又は 2車線7.5km以上の拡幅
2 河 川	・ダム	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
	・堰	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
	・湖沼水位調節施設	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
	・放水路	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
3 鉄道	・普通鉄道	7.5km 以上	2km 以上7.5km 未満
	・軌道(普通鉄道相当)	7.5km 以上	2km 以上7.5km 未満
4 発電所	・火力発電所	75,000kW以上	30,000kW 以上 75,000kW未満
	・風力発電所	7,500kW以上	5,000kW 以上 7,500kW未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
	・太陽電池発電所	30,000kW以上 又は 75ha以上	50ha以上75ha未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
5 廃棄物最終処分場		25ha 以上	10ha 以上25ha 未満
6 公有水面埋立て及び干拓		40ha 超	20ha 以上40ha 以下
7 土地区画整理事業		75ha 以上	50ha以上75ha未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
8 住宅団地造成		75ha 以上	50ha以上75ha未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
9 レクリエーション施設	・公園の設置事業	75ha 以上	50ha以上75ha未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
	・運動施設等	75ha 以上	50ha以上75ha未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
10 工場・事業場用地造成事業		75ha 以上	50ha以上75ha未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
11 その他	・土石採取場	75ha 以上	20ha 以上75ha 未満
	・複合事業(同一の事業者が、上記4, 5及び7から10の事業のうち、2以上を併せて行う事業。)	それぞれの事業面積をそれぞれの事業の要件とされる上記面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となるもの	それぞれの事業面積をそれぞれの事業(地区画整理事業、住宅団地造成、公園の設置、運動施設等の設置又は工場・事業場用地造成にあっては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限る。)の要件とされる上記面積のうちの最小のもので除した商の和が一以上となるもの

注1 この表は、条例施行規則別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、同表を参照してください。

2 「環境影響評価法」の対象事業であるときは、条例の対象とはなりません。

(「環境影響評価法」の概要につきましては、環境省の環境影響評価支援ネットワーク※1をご覧ください。)

3 仙台市の区域で実施される事業については、「仙台市環境影響評価条例」が適用されます。

(仙台市の環境影響評価の概要につきましては、仙台市の環境影響評価(環境アセスメント)※2をご覧ください。)

4 「環境保全の観点から法令等に指定された地域」とは、次に掲げる地域をいいます。

(1) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区

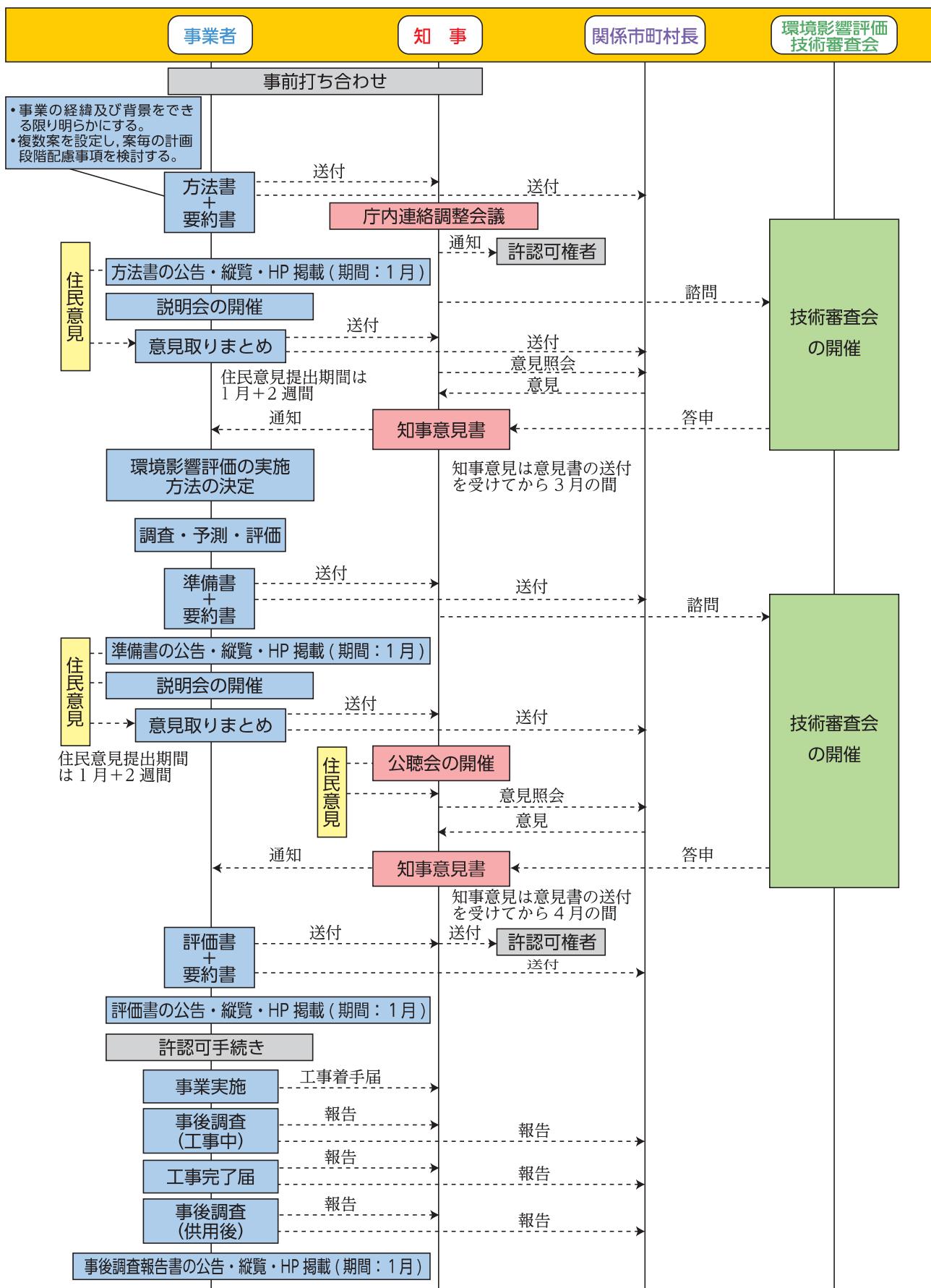
(3) 県立自然公園条例第三条第一項の規定により指定された自然公園

(4) 自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域又は同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

※1環境省HP(URL <http://assess.env.go.jp/>)

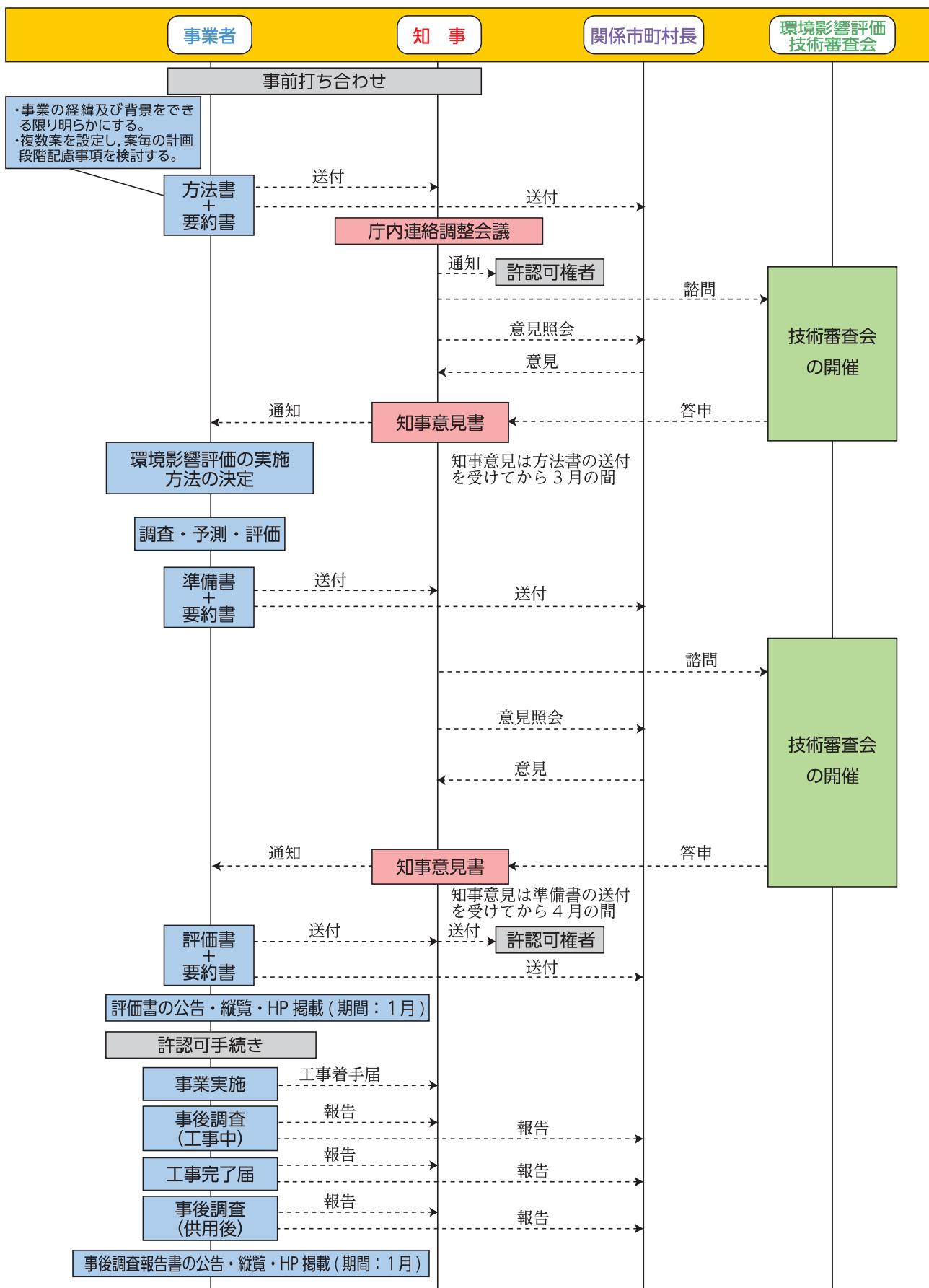
※2仙台市HP(URL <http://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyozen/kurashi/kankyo/>)

4. みやぎの環境影響評価手続きの流れ(第1種事業)



※環境影響評価技術審査会:事業者へ提出する知事意見を形成するにあたり、技術的な事項を調査、審議するために設置している諮問機関。委員は大学教授等学識経験者15名以内で構成。

4. みやぎの環境影響評価手続きの流れ(第2種事業)



※第1種事業と第2種事業の手続きの違い: 方法書及び準備書作成時における住民説明会の開催, 公告縦覧, 住民意見の取りまとめ等の有無。準備書作成時における公聴会の開催の有無。

5. 方法書, 準備書, 評価書, 事後調査とは?

※環境影響評価制度という名のとおり, “評価”書が最も重要な成果図書という位置づけです。



(1)方法書(条例第5・25条)

環境影響評価を行う項目, 方法(調査, 予測, 評価に係るものに限る)について記載した図書です。図書には評価項目や方法のほか, 事業の目的, 内容, 区域, 及びその周辺の概況などが記載されます。



(2)準備書(条例第13・30条)

方法書に沿って調査, 予測, 評価を行った後, 当該環境影響評価の結果について, 環境の保全の見地から住民や市町村・知事意見を聴くための準備として作成する図書です。後に説明する評価書の前段階として作成するものです。



(3)評価書(条例第21・33条)

準備書に対して出た市町村長や知事意見を勘案するとともに, 住民意見に配意して準備書の内容について検討や修正を加え完成した図書です。



(4)事後調査(条例第44条)

予測の不確実性が高い項目について環境保全措置を講ずる場合, 及び, 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合において, 工事の実施中や供用開始後に環境の状況を把握するための調査です。調査を終えたときは, 調査報告書を作成することとなります。

6. みやぎの環境影響評価の評価(調査・予測)項目

評価等項目については、事業者が、事業内容と事業特性を把握したうえで、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を勘案しつつ、選定しなければなりません。

環境要素の区分	調査項目	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音、振動、悪臭、NO _x 、SO _x 、SPM、粉じん等
	水環境	SS、DO、pH、水底の泥土等
	土壤に係る環境及びその他の環境	地形及び地質、地盤沈下、地盤の安定性、有害物質、日照阻害、風車の影、電波障害、反射光等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要種(猛禽類等)、及び注目すべき生息地等
	植物	重要種、及び重要な群落等
	生態系	地域を特徴づける生態系等
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観等
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場等
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物、産業廃棄物等
	温室効果ガス等	CO ₂ 等
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量

※宮城県環境影響評価技術指針 別表第1より要約

コラム3 太陽電池発電所設置事業の環境影響評価

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度が2012年7月に創設されて以来、再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいます。一方で、大規模な太陽電池発電所設置による土砂流出や景観への影響などの問題が生じたことから、環境影響評価法施行令が改正され、太陽電池発電所設置事業が環境影響評価法の対象となりました。

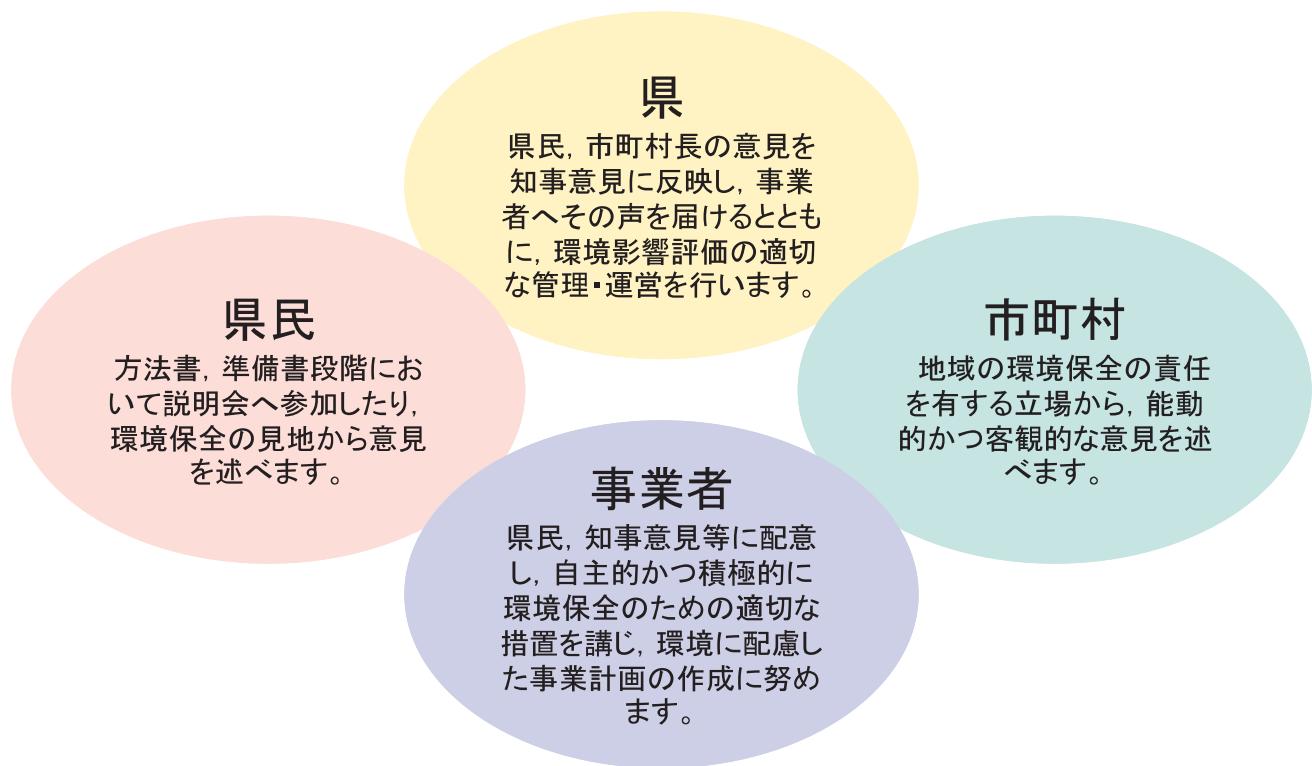
宮城県においては、これまで太陽電池発電所設置事業を環境影響評価条例の「工場・事業場用地造成」として捉え、環境影響評価の対象としてきました。この環境影響評価法施行令の改正を踏まえ、条例の対象事業として発電所の区分を新設するとともに、太陽電池発電所設置事業の規模要件を定めるなど所要の改正を行いました。また、環境影響評価技術指針を改正し、太陽電池発電所設置事業について、地盤の安定性や反射光を環境影響評価の評価項目として位置付けました。

7. みやぎの環境影響評価における県民・行政の関わり

環境影響評価は事業者自らがよりよい環境配慮を行うことを支援するための手続であり、許認可手続き等で規定される“事業の実施の有無”を決定するものではありません。

そのため、説明会や公開された図書に対する県民の方々、市町村長等の意見が必要不可欠なものとなるとともに、その声を事業者へ適切に届け、事業者自らがその声に寄り添い、地域環境に配慮した事業計画としていくことが重要となってきます。

人と自然が共生する美しい県土の創造を目指として、無秩序な開発を無くし、環境配慮を推進・支援するため、県では県民の方々や市町村長の意見を事業者に届け、環境影響評価の適切な管理、運営を目指してまいります。



地域の環境に配慮した事業の実施へ

8. Q & A

Q1: 環境影響評価に要する期間はどれくらいかかりますか？

A1: 一般的には3年、4年程度かかるとされていますが、事業が動物・植物等環境に与える影響等により、必要となる調査期間等が異なるため、一概には言えません。

例えば、希少猛禽類の生息が事業箇所で確認された場合は、2営巣期間（1.5年以上）の調査が必要とされています（調査だけで1.5年の期間を要する）。

Q2: 太陽電池発電事業を計画していますが、環境影響評価条例の対象となりますか、また、対象となった場合、森林法に基づく林地開発許可手続きの際に設定される残地森林は対象区域に含まれますか？

A2: 事業規模により、環境影響評価の対象となります。条例施行規則別表第1の第4号発電所（うち太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業）に該当し、出力が3万キロワット以上または開発面積75ha以上（第1種事業）、開発面積50ha以上（第2種事業 ※事業区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるもの）から対象となります。

開発面積は改変面積に限定されない一団の土地と規定されており、残地森林は事業区域に含むものと解釈できますので、残地森林は含まれます。

なお、事業区域の考え方（ため池や沢、河川等の取扱いを含む）については、事業計画の内容に応じて個別に判断することとしておりますので、詳細は窓口で御相談ください。

また、周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害時のリスクなどを事前に把握して、地域住民に十分配慮しながら、施設を適正に設置・管理いただくことを目的として、出力50キロワット以上の太陽光発電施設を対象に「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」※を定めています。

環境影響評価の対象とならない規模の事業に関しても、当ガイドラインに沿って事業を実施されるようお願いします。

8. Q & A

Q3: 環境影響評価を実施するのにどのくらいの費用がかかりますか？

A3: 費用は、事業の種類、調査項目、予測手法などにより異なります。

詳しくは、専門コンサルタント会社等に御相談下さい。

(参考)一般社団法人 日本環境アセスメント協会(<https://jeas.org>)

※環境アセスメントのコンサルタント会社等により組織された団体です。

Q4: 隣接する県の区域が含まれる対象事業の場合、どのような手続きが必要になりますか？

A4: 環境影響評価その他の手続きについて、条例の規定に関わらず、知事が管轄する県知事と協議して定めることとされています。

Q5: 事業はいつから着手可能となりますか？

A5: 評価書の公告後から着手が可能です。なお、着手した場合には、遅滞なくその旨を知事及び関係市町村長へ通知しなければなりません。

Q6: 自主的に環境影響評価を行いたいのですが、どのような調査を行えばよいですか。

A6: 自主的な環境影響評価は、事業者自らが率先して行うもので、調査の方法は決まっていません。環境への影響を調査、予測及び評価する手法については、県が作成した環境影響評価マニュアルを参考にしてください。

また、火力発電事業については「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集※1(平成29年3月環境省)」が、太陽光発電事業については「太陽光発電の環境配慮ガイドライン※2(令和2年3月環境省)」が公表されています。

なお、自主的な環境影響評価を行った結果については、環境影響評価の趣旨に基づき、住民説明会や事業者ホームページで公開するなどして、一般の方々からの意見を事業計画に反映することが望されます。

※1 環境省HP (URL <https://www.env.go.jp/press/103770.html>)

※2 環境省HP (URL <https://www.env.go.jp/press/107899.html>)

9. 参考:例規集など

当県においては、条例等の例規のほかに、環境影響評価技術指針の内容をより具体的に示すマニュアルを作成し、環境影響評価の技術的精度の確保を図っています。（下記は改定後、最新版の年度を記載しています。）

1. 環境影響評価条例(平成10年)
2. 環境影響評価条例施行規則(平成11年)
3. 環境影響評価技術指針(平成11年)
4. 環境影響評価マニュアル(動物・植物・生態系)改訂版(平成21年)
5. 環境影響評価マニュアル(準備書・評価書)改訂版(平成20年)
6. 環境影響評価マニュアル(方法書)改訂版(平成19年)
7. 環境影響評価マニュアル(大気・水・土壤・その他の環境)改定版(平成22年)
8. 環境影響評価マニュアル(人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野)改定版(平成23年)
9. 環境影響評価マニュアル(環境保全措置・事後調査)改定版(平成25年)
10. 環境影響評価マニュアル(風力発電所設置事業)追補版(平成26年)
11. 環境影響評価マニュアル(火力発電所設置事業)追補版(平成30年)

なお、上記例規等については、宮城県HPで公開しております。
(URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/assessu/>)





薬菜山

守りたいものがある。
残したいものがある。

◇詳しいお問い合わせは

宮城県環境生活部環境対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-2667

FAX 022-211-2696

mail kantaie@pref.miagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miagi.jp/soshiki/kankyo-t/>

発行日 令和3年3月



この冊子は1,500部作成し1部あたり
の印刷単価は102円となっています。